

利益相反管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、利益相反管理に関する組織体制、権限・役割、方法等を定め、利益相反管理態勢を整備・確立することにより、顧客利益の保護を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「利益相反」とは、当社または株式会社群馬銀行（以下、「銀行」といい、当社と銀行をあわせて「当社等」という。）と顧客との間、ならびに、当社等の顧客相互間において、当社等が顧客の利益のために行動すべき立場と当社等または他の顧客の利益のために行動する立場を併せ持つことにより、当該顧客の利益が不当に害される状況が生じることをいい、「利益相反取引」とは、そのような状況が生じるおそれのある取引のことをいう。

第2章 利益相反管理体制

第3条（利益相反管理責任者）

利益相反管理責任者は、基本規程において定める。

2. 利益相反管理責任者は、次の役割を担う。

- （1）利益相反管理規程の起案
- （2）利益相反に該当するおそれのある取引の銀行への報告
- （3）利益相反管理の実施指示
- （4）利益相反管理状況のモニタリング
- （5）利益相反管理のために必要となる情報の収集
- （6）利益相反管理に関する記録の作成・保存
- （7）利益相反管理に関する教育・指導

第3章 利益相反管理の実施

第4条（利益相反取引の種類）

利益相反取引については、以下の取引主体および取引態様に基づき分類する。

（1）取引主体による分類

- A. 利益相反の状況が当社等と顧客との間に生じるもの。
- B. 利益相反の状況が当社等の顧客相互間に生じるもの。

（2）取引態様による分類

- A. 利害対立型…各取引主体の利益が対立するもの。
- B. 競合取引型…各取引主体の利益が競合するもの。

第5条（利益相反取引の管理方法）

利益相反取引は、以下の方法により、管理することとする。なお、管理方法は1つの方法に限らず、複数の方法を選択することもできることとする。

- （1）部門を分離する方法
- （2）取引条件または取引方法を変更する方法
- （3）対象取引または一方の取引を中止する方法
- （4）利益相反のおそれがあることについて顧客に開示し、かつその対応について顧客から同意を取得する方法
- （5）その他、利益相反取引の内容に応じた適切な方法

第6条（利益相反取引の報告）

各部のコンプライアンス統括責任者は、取引内容から判断して利益相反に該当するおそれのある取引を認識した場合、利益相反管理責任者に報告することとする。

- 2. 利益相反管理責任者は、報告内容を検証のうえ、必要に応じ、当該取引を銀行に報告することとする。

第7条（利益相反取引にかかわる記録の作成・保存）

利益相反管理責任者は、利益相反管理にかかわる記録を作成し、保存することとする。なお、保存期間は、記録の作成から5年間とする。

第4章 モニタリング

第8条（モニタリング）

利益相反管理責任者は、利益相反取引が適正に管理されていることおよび利益相反管理体制が有効に機能していることを継続的に確認することとする。

第9条（取締役会等への報告）

利益相反管理責任者は、顧客からの苦情等により、顧客の利益を著しく害する事案を認識したときは、速やかに取締役会に報告することとする。また、利益相反管理の実施状況について、随時、取締役会に報告することとする。

2. 利益相反管理責任者は、顧客からの苦情等により、顧客の利益を著しく害する事案を認識したときは、速やかに銀行に報告することとする。また、利益相反管理の実施状況について、随時、銀行に報告することとする。

第10条（評価・改善）

利益相反管理責任者は、利益相反管理に係る報告、モニタリングの結果等を分析することにより、利益相反管理態勢の実効性を検証し、継続的に利益相反管理態勢の改善に取り組むこととする。

第5章 付則

第11条（改廃）

本規程の改廃は、代表取締役が行う。ただし、本規程の骨格に係らない表示・名称の変更等については、管理部長が行う。

第12条（施行日）

本規程は、2020年12月28日より施行する。
2021年12月20日改正施行する。